



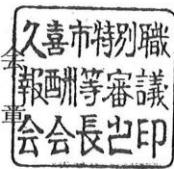
久特報第3号

平成27年10月27日

久喜市長
田中暉二様

久喜市特別職報酬等審議会

会長 大豆生田



久喜市特別職の報酬等の額について（答申）

平成27年10月6日付け、久人第1334号にて諮問のありました標記の件につきまして、別添のとおり答申します。

答申書

平成27年10月6日、当久喜市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）が諮詢を受けた市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、次のとおり改定することを適當と認める。

1 報酬及び給料の額

議長	483,000円
副議長	433,000円
常任委員長及び議会運営委員長	422,000円
議員	410,000円
市長	957,000円
副市長	805,000円
教育長	737,000円

2 実施時期

平成28年4月1日

3 答申理由

別紙説明のとおり

別 紙

1 はじめに

少子高齢化による急激な人口構造の変化や地方分権の進展、市民からの要望の多様化等、複雑かつ様々な状況が市政を取り巻いており、市議会議員、市長等の特別職に課された職責はますます大きくなっている。

このようななか、当審議会は平成27年10月6日に市長から、市議会議員の報酬月額並びに市長、副市長及び教育長の給料月額について意見を求められた。

市民各層の代表である委員は、公平不偏の立場を堅持しつつ、他団体の状況、財政状況その他様々な角度から厳正かつ慎重に審議を重ね、次のような結論に達した。

2 市議会議員の報酬月額について

前回の答申から5年が経過しようとしている現在まで様々な状況が変化している。

現行の議長報酬月額445,000円、副議長報酬月額385,000円、常任委員長・議会運営委員長報酬月額370,000円及び議員報酬月額360,000円は県内他団体と比較すると、低い状況である。

今後も、市民の代表として議員活動を行えるよう、市議会議員の報酬月額を引き上げることが適当であるとの結論に達した。

3 市長、副市長及び教育長の給料月額について

現在、人口15万人台の都市となり、以前にも増して職責は大きくなっている。

また、教育長は、教育委員会制度改革により教育委員会の代表となり、新たに特別職に位置づけられることになった。

一方で、現行の市長給料月額910,000円、副市長給料月額780,000円及び教育長給料月額700,000円は県内他団体と比較すると、やや低い状況である。

このようなことを踏まえ、今後も職責を十分に果たすためにも、市長、副市長及び教育長の給料月額を引き上げることが適当であるとの結論に達した。

4 改定の実施時期

改定の実施時期は、平成28年4月1日から実施することが適当である。

5 むすび

今回の答申は、今後も市を取り巻く環境がますます厳しくなると予想されるなか、市議会議員においては市民の代表として、市長、副市長及び教育長においては市政の責任者として、それぞれの立場での職責を考慮したものであるので、答申を十分に尊重されるよう切望する。

なお、今後、議員報酬の額を改定する場合は、議員報酬総額を考慮して検討を行うことが適当であると考える。